

【Q・固定資産計上の判定基準】

Q. 固定資産に計上する資産は、1個もしくは1組の金額が10万円以上であると経理規程に定められていますが、複数の種類の物品を一度に購入した場合、10万円とは物品1個あたりで判定するのですか。

A

取得価格が10万円以上であるかどうかの判定は、1組として機能的に独立して使用できる物品については、1組の取得価格で固定資産計上し、個別に1個でも機能する物品については、個々の取得価格が10万円以上であるかどうかで判定します。

